平成２６年（フ）第１７９号
山梨県笛吹市春日居町寺本49番地５
債務者　塚本　剛至
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１１号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町18番地２　第三シャトーウメダ208号室、前住所秋田市広面字高田308番地　サンハイツおかだＡ号
債務者　籠谷　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
兵庫県赤穂市加里屋108番地９
債務者　鶴田　正和
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８２号
兵庫県姫路市吉田町38番地５　マンション優雅401、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区山崎981番地２
債務者　佐藤　洋子（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０４号
山口県下関市宮田町２丁目６番14―601号　アレス宮田、前住所山口県下関市一の宮町２丁目１番５号
債務者　伊藤　美子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
徳島県名西郡石井町高川原字市楽381番地８、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字市楽442番地23
債務者　坂口　正敏
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
香川県高松市中間町８番地10
債務者　宮井　一美（旧姓佐條）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７４号
福岡市博多区千代１丁目21番16―428号
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３０号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地87　40棟102号
債務者　中野　正輝
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７９号
福岡県春日市千歳町３丁目28番地１　クラーレ208号
債務者　柳　　良和
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９８号
福岡県朝倉郡筑前町依井1399番地11
債務者　大窄　　優
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９９号
福岡市西区上山門３丁目８番６号
債務者　中村　容美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１３号
福岡市西区小戸４丁目７番７号
債務者　松本　由行
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２１号
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―711号
債務者　湯面　美幸（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２２号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目４番地　府中Ⅱハイツ102号
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２５号
福岡県春日市昇町３丁目130番地　藤アパート201号
債務者　上野　佳子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１４９号
福岡市博多区東雲町２丁目１番11号
債務者　井上　礼子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部